

特別養護老人ホームとは？

特別養護老人ホームは、個々のサービス計画に基づき、可能な限り自宅での生活復帰を念頭におき、入浴、排泄、食事等のお世話、相談及び援助、その他機能訓練、健康管理、治療上のお世話をします。そのことにより入所者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう目指します。

入所手続の流れ（イメージ）

▼ 特別養護老人ホームに入所を希望する方

まずは、お電話を下さい。 019-671-7050（代表）

その後、

特養ホームに入所を希望する方は、

入所申込書を提出していただきます。

施設で備えている申込用紙に必要事項を記入し、直接お持ちになるか、郵送していただきます。

（申込用紙は、法人ホームページからダウンロードできます）

<http://mozunosato.com> （又は、百寿の郷 岩手）

⇒ 【留意事項】 ※1

ご本人、又はご家族が施設に入所を申込みます



▼ 入所検討委員会

入所検討委員会（委員11名）

申込受付後、**入所判定委員会を開催し**、ご本人の要介護度、介護者の状況等を点数化して入所順位を決めます。委員会の結果を踏まえた上で、

入所者を最終決定します。

入所検討委員会のメンバーは外部の方（第三者）2名を含め、法人職員



▼ 事前面接

入所できることが決定した後、改めてご本人やご家族と面接して、施設生活や利用料金等を説明し、ご納得をいただいた場合に入所決定となります

▼ 契約の締結

入所が決定しましたら入所前に、施設の見学をしていただいたり、入所に必要な書類や日用品などを準備します。そして**利用契約を締結**いたします。

【留意点】

介護保険法改正により、平成27年4月以降、特養ホームに入所できるのは要介護3以上の方となりました。

ただし、要介護1、2であっても特別な事情のある方は入所できる場合があります。（特例入所と言います）

特例入所に該当すると思われるときは、保険者（役場）との協議・意見を参考に入所の可否を判断します。